

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令の概要

I 改正対象

以下の 13 本の内閣府令の一部を改正する。

- ① 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
- ② 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）
- ③ 長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）
- ④ 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）
- ⑤ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）
- ⑥ 保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）
- ⑦ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
- ⑧ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 68 号）
- ⑨ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）
- ⑩ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成 12 年総理府令第 130 号）
- ⑪ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成 12 年総理府令第 131 号）
- ⑫ 投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）
- ⑬ 金融庁組織規則（平成 10 年総理府令第 81 号）

II 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 金融商品関連業務の範囲

金融商品関連業務として、金融商品取引業又は登録金融機関業務及び金融商品取引業に付随する業務を規定する（第 70 条の 2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 70 条の 3）。

2. 顧客に関する非公開情報の授受の制限等の見直し

- (1) 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）又はその親法人等若しくは子法人等が、法人である発行者等に対して非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該発行者等が停止を求めるまでは、非公開情報の提供について当該発行者等の書面による同意があるものとみなすこととする（第 153 条第 2 項）。
- (2) 金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為のうち、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を受領し、提供することの例外として、内部管理に関する業務を行うために必要な情報を受領し、又はその特定関係者に提供する場合（当該金融商品取引業者及び特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）を追加し、併せて、弊害防止措置の適用除外の承認申請に係る規定を廃止する（第 151 条、第 152 条、第 153 条第 1 項第 7 号リ）。

3. 銀行等の優越的地位の濫用の防止

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為として、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことを追加する（第 153 条第 1 項第 10 号）。

4. 主幹事引受制限の緩和

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為のうち、金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となることの例外として、有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること等の要件を満たす他の金融商品取引業者が引受幹事会社として発行価格の決定に適切に関与している株券を追加する（第 153 条第 1 項第 4 号ハ）。

5. その他

その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 銀行法施行規則の一部改正

1. 銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等に係る顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、銀行が営むことができる業務（以下「銀行関連業務」という。）を規定する（第14条の11の3の2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第14条の11の3の3）。

2. 銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等に係る顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、銀行関連業務を規定する（第34条の14の2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第34条の14の3）。

3. その他

その他所要の規定の整備を行う。

IV 保険業法施行規則の一部改正

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 保険関連業務の範囲

保険会社、外国保険会社等又は保険持株会社が顧客の利益の保護のための体制を整備する際の管理対象となる業務として、保険会社が行うことができる業務を規定する（第 53 条の 13、第 133 条の 4、第 210 条の 6 の 2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 53 条の 14、第 133 条の 5、第 210 条の 6 の 3）。

2. 銀行等の優越的地位の濫用の防止

銀行等の特定関係者に該当する保険会社等（その役員・使用人を含む。）が、保険契約者等に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせる等の行為を禁ずる（第 234 条）。

3. その他

その他所要の規定の整備を行う。

V 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

有価証券届出書等の記載事項

株券の募集について、その発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会社とする場合に、当該発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容等について、有価証券届出書等の記載を求めることとし、「記載上の注意」を整備することとする。（第二号様式、第二号の四様式、第二号の五様式）

VI 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

1. 吸収合併消滅法人の事前開示事項

投資法人の吸収合併に関し、合併対価として金銭を交付する場合の吸収合併消滅法人の事前開示事項について、所要の規定の整備を行う（第 193 条）。

2. その他

その他所要の規定の整備を行う。

Ⅶ 投資法人の計算に関する規則の一部改正

合併対価として金銭を交付する場合の計算

投資法人の吸収合併に関し、合併対価として金銭を交付する場合の計算について所要の規定の整備を行う。

Ⅷ その他

長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令、資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令、特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令並びに金融庁組織規則について、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。